中津市一般競争入札告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び中津市契約規則(昭和40年9月1日中津市規則第10号)第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年 5月22日

契約担当者 中津市長 新 貝 正 勝

- 1. 一般競争入札に付する事項
 - (1) 工事名 中清一第47号 熱交換器改修 工事
 - (2) 工事場所 中津市大字蛎瀬1366番地3 地内
 - (3) 工 期 本契約成立通知日の翌日から ~ 平成27年3月15日まで
 - (4) 工事の概要 中津市クリーンプラザ焼却処理施設における熱交換器の改修工事

・機械設備工事 : 一式・電気・計装設備工事 : 一式・土木建築工事 : 一式・その他工事 : 一式

- (5) 予 定 価 格 ¥377,700,000.-(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 低入札価格調査基準価格 ¥302,160,000.-(消費税及び地方消費税を除く)
- 2. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- 一. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)により資格認定(格付)を受けている者のうち、清掃施設工事 又は機械器具設置工事の資格認定を受けている者で、中津市に当該業種の競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。
- (2) 公告日において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項に 規定する清掃施設工事又は機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 公告日において有効な直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されているものに限る。)における「清掃施設」の種目の総合評定値(P)が800点以上又は「機械器具設置」の種目の総合評定値(P)が1000点以上であること。
- (4) 平成15年度以降に国又は地方公共団体、その他公共団体から元請けとして一般廃棄物(ごみ)焼 却施設(処理能力が1炉当たり40t/16時間以上でかつ2炉以上)のごみ焼却プラントに係る機械設備 における新設又は改修工事の施工実績(入札参加資格確認申請書の提出日において完成し引渡をしたものであること。)を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が50%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置したものに限る。

- (5) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、 配置技術者については、機器製作期間においては工事現場に専任の必要はないものとする。
 - ① 清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る建設業法第7条第2項又は第15条第2項の資格を有すること。また、監理技術者にあっては、清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ② 平成15年度以降に主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として、国又は地方公共団体、その他公共団体が発注した一般廃棄物(ごみ)焼却施設のごみ焼却プラントに係る機械設備における新設又は改修工事の施工経験を有すること。
 - ③ 入札参加者と入札参加資格確認申請書の提出日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

二. 入札参加資格事項等の共通事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても中津市契約規則施行細則(昭和62年中津市告示第39号)及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号)の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 開札日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立てびなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団関係者(暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)でないこと。
- (6) 当該入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。
 - ① 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と 子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の 関係については、親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係については、親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合
 - ③ 人的関係については、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

3. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。申請書等は中津市役所ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 申請書等の提出期限等

- ・期 間 平成25年5月24日(金)から平成25年6月6日(木)まで (土曜、日曜及び祝祭日を除く)
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ·場 所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所 総務部 契約管財課 契約係
- 提出部数 1部
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成2 5年6月14日(金)までに通知する。
- (4) その他
 - ① 申請書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
 - ③ 提出された申請書等は、返却しないものとする。
 - ④ 提出された申請書等は、提出期限後において申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。
- 4. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。 説明を求める場合は、平成25年6月24日(月)までに中津市役所総務部契約管財課契約係まで書面 にて提出すること。
 - (2) 中津市長は説明を求められたときは、平成25年6月28日(金)までに説明を求められた者に対し書面で回答する。
- 5. 契約条項及び設計図書閲覧等の日時
 - (1) 本工事の契約条項は、中津市公共工事請負契約約款(平成8年中津市告示第31号)によるものとする。
 - (2) 本工事に係る設計書、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧及び配付を次のとおり行う。
 - ① 設計図書等の閲覧
 - ・期 間 平成25年5月24日(金)から平成25年7月2日(火)まで (土曜、日曜及び祝祭日を除く)
 - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ·場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室
 - ② 設計図書等の配付
 - ・期 間 平成25年5月24日(金)から平成25年6月6日(木)まで (土曜、日曜及び祝祭日を除く)
 - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ·場 所 中津市役所 3階 契約管財課
 - ・配付方法 設計図書等が記録されたCD-Rを、配付を希望する者が持参した未使用のCD-Rと交換するものとする。

※入札参加を希望する者は、必ず設計図書等の配付を受けること。

- (3) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面で持参又は郵送により行うこと。
 - ・期 間 平成25年6月7日(金)から平成25年6月20日(木)まで (持参する場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、郵送の場合は 平成25年6月20日(木)までに必着とする。)
 - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

- •場 所 中津市役所 3階 契約管財課
- (4) (3) に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ・期 間 平成25年6月26日 (水) から平成25年7月2日 (火) まで
 - ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - •場 所 中津市役所 3階 契約管財課
- 6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (1) 入札保証金は免除とする。
 - (2) 契約保証金は中津市契約規則第6条の規定による。
- 7. 現場説明会

現場説明会は行わない。

- 8. 入札、開札の場所及び日時
 - ・日 時 平成25年7月3日(水) 午前11時00分
 - ·場 所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所本庁舎 3階 教育委員会室

9. 入札方法等

- (1) 入札執行回数は1回とする。
- (2) 郵便及び電報による入札は認めない。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 入札にあたっては、当該工事の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札者が代理人の場合は代表者からの委任状を当日持参すること。
- (3) 最低制限価格は設定しないものとする。

11. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ①入札者として資格のない者のした入札。
 - ②競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
 - ③同一の入札について二以上の入札をした者のした入札。
 - ④同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
 - ⑤入札金額の訂正に訂正印のない入札。
 - ⑥入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
 - ⑦前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。
 - ⑧虚偽の申請を行った者のした入札及び、公告等において示した入札に関する条件に違反した者の入札。

12. 落札決定及び契約締結について

- (1) 低入札価格調査対象案件
 - ① 本工事は低入札価格調査制度の対象工事であり、中津市低入札価格調査実施要領(平成17年中津市

告示第 136 号)に基づき、低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。)を定めて入札を行う。

- ② 基準価格(予定価格に10分の8.0を乗じて得た額)を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施する。
- ③ 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- ④ 基準価格を下回った者と契約を締結する場合の履行保証の割合は、請負代金額の10分の3以上とする。また、当該工事が完成検査に合格するまでは当市が発注する他の工事の競争入札には参加できない。
- (2) 落札者は、契約担当者が別途指定する仮契約書を落札決定日から(落札決定日を1日目とし)7日以内 (7日目が閉庁日の場合は次の開庁日まで)に本庁・契約管財課・契約係まで提出すること。
- (3) 当該工事請負契約の締結は、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例 (昭和39年中津市条例第14号)第2条に規定する中津市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定 後に落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後に落札者が契約の保証を付し、契約担当者が契約の保証が付されたことを確認した日をもって本契約となるものである。

13. 支払条件

前 払 金 有 平成25年度 1回

(平成26年度に支払うべき前払金を含めて前払金の請求をすることができる。)

中間前払金有

部 分 払 有 平成26年度 1回

14. その他

- (1) 入札参加者が1者の場合は、入札を延期又は中止する場合があります。
- (2) 入札参加者は、入札開始前の注意事項を遵守のこと。
- (3) 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 入札参加資格確認通知後、入札参加資格者が次のア又はイのいずれかに該当することが判明した場合は、 当該入札参加資格を取消し、契約を締結しないこととする。
 - ア 中津市契約規則施行細則(昭和62年中津市告示第39号)及び大分県が発注する建設工事等の契約 に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示 第267号)の規定に基づく指名停止期間を受けたとき。(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに 至った場合を含む)
 - イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (6) 必要な保険(土木工事保険・建設工事保険等)については、必ず加入すること。また、契約時にはその 証書の写しを工事(業務等)担当課に提出すること。
- (7) 本件入札に関する間合せ先

〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所 総務部 契約管財課 契約係 電話 0979-22-1111 内線 701・702